

～ 山形県内の事業所等で特別高圧電力を利用する中小企業等の皆様へ ～  
**山形県中小企業特別高圧電力負担軽減事業費補助金のご案内**

エネルギー価格の高騰が長期化している中、県内の事業所等で特別高圧電力を契約している中小企業等と、県内の特別高圧電力を契約している商業施設等において特別高圧電力を利用し、その費用を負担している中小企業等に対して、補助金を交付します。

《補助金の概要》

交付対象者※	以下の要件を満たす中小企業等（みなし大企業を除く） ① 県内の事業所等で特別高圧電力を契約している中小企業等 ② 県内の特別高圧電力を契約している商業施設等のテナント等として、特別高圧電力を利用し、その費用を負担している中小企業等
補助対象経費	交付対象者が特別高圧電力を利用し費用を負担した、R5.10分からR6.5分までの電気料金
補助対象外経費（施設）	下記に該当する場合は、補助金交付の対象外 ① 特別高圧電力が公共事業又は発電事業に使用されている場合 例）上下水道施設、発電施設（太陽光、風力、バイオマス等） ② 特別高圧電力の電気料金に係る他の補助金、支援金、給付金等の対象となる場合 例）病院等の医療機関、高齢者施設
補助金額	次により算出された額の合計額（上限額 2,200 万円／1 事業者）以内の額 （予算の範囲内での交付となるため、補助金額を調整する場合があります） ① R5.10 分～R6.4 分：電気使用量 1 kwh 当たり 1.8 円を乗じた額 ② R6.5 分：電気使用量 1 kwh 当たり 0.9 円を乗じた額
交付申請回数	1 回（R5.10 分～R6.5 分の支払を一括で受ける） ※ 今回は分割払の選択はできません

※ 交付対象者の要件

(1) 中小企業等

中小企業等とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（会社及び個人）を指します。（要件は下記のとおり）

なお、公募開始日（令和 6 年 5 月 10 日）の時点で、要件を満たしている必要があります。

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業・建設業・運輸業・その他 （下記に掲げる業種を除く）	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下

(2) みなし大企業

以下のいずれかに該当する場合は、交付対象者から除きます。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業等
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有している中小企業等
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占める中小企業等
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業等が所有している中小企業等
- ⑤ ①～③に該当する中小企業等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業等

## 《交付申請》

申請方法	<p>交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に必要書類を添付して、郵送又は持参により提出してください。</p> <p>[添付書類]</p> <p>① 誓約書（別記様式第2号）</p> <p>② 特別高圧電力使用電力量集計表（別記様式第3号）</p> <p>③ 使用電力量及び電気料金の支払期限が確認できる書類の写し 例）検針票、電気料金の請求書、商業施設等に入居している場合は貸主からの請求書（電気使用量明細書）</p> <p>④ 特別高圧電力を契約又は使用し、電気料金を負担していることが確認できる書類の写し（③の書類で確認できる場合は省略可） 例）商業施設等と小売電気事業者との契約書（電気使用量明細書）</p> <p>⑤ 振込口座の銀行名、支店名、普通・当座の別、口座番号、名義人（漢字・カナの両方）が分かる部分の通帳の写し</p>
提出期間	R6.7.1（月）～R6.7.31（水）

## 《交付までの流れ》

	交付対象者	県
4月		
5月	②R6.5分の電気の使用	①公募要領の公表
6月	③R5.10分～R6.5分の電気使用量の確定	
7月	④申請書類の取得 ⑤申請書類の提出	
8月～9月		⑥審査 ⑦交付決定及び額の確定 ⑧補助金の交付

参考：〇月分の考え方

例）1月分とは2月検針分、9月分とは10月検針分を指します。

## 《公募要領等の入手方法》

詳細は、公募要領をご確認ください。下記の山形県HP（令和6年度山形県中小企業特別高圧電力負担軽減事業費補助金のご案内）から入手可能です。

[https://www.pref.yamagata.jp/110002/sangyo/shokogyo/shien/tokubetsu\\_kouatsu2024.html](https://www.pref.yamagata.jp/110002/sangyo/shokogyo/shien/tokubetsu_kouatsu2024.html)

### 【申請書提出及びお問合せ先】

山形県産業労働部 産業技術イノベーション課 次世代産業振興室  
Tel：023-630-2358 Fax:023-630-2695